

和 解 調 書

事 件 の 表 示 平成26年(ワ)第3507号(第1事件)
平成26年(ワ)第12847号(第2事件)

期 日 平成29年3月28日午後4時30分

場 所 東京地方裁判所民事第37部和解室

裁 判 長 裁 判 官 上 田 哲

裁 判 官 辻 由 起

裁 判 官 森 沙 恵 子

裁 判 所 書 記 官 阿 部 真 二

出 頭 し た 当 事 者 等 原告代理人 折田泰宏
被告指定代理人 前田佳行
同 高岩健治
同 鈴木 涉
同 堀内夏樹
同 熊谷崇皓

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

京都市右京区西院安塚町12番地プランニングバンクビル1F

第1事件原告・第2事件原告

特定非営利活動法人空援隊

(以下「原告」という。)

同 代 表 者 理 事

千 葉 英 也

同	倉	田	宇	山
同訴訟代理人弁護士	折	田	泰	宏
同	浅	井		亮
同	小	林	久	子

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

第1事件被告・第2事件被告

国

(以下「被告」という。)

同代表者法務大臣	金	田	勝	年
同指定代理人	前	田	佳	行
同	高	岩	健	治
同	千	葉	克	美
同	手	塚	直	樹
同	鈴	木		涉
同	堀	内	夏	樹
同	平	岡	慎	二
同	熊	谷	崇	皓

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は第1事件及び第2事件の各訴状並びに平成26年3月27日付け訴状訂正申立書、同年6月5日付け訴状訂正申立書及び平成28年9月20日付け「請求の趣旨の訂正」のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項のとおり

裁判所書記官 阿 部 真 二

(別紙)

和 解 条 項

原告及び被告は、裁判所による和解勧告を踏まえ、被告が原告に対し、被告のフィリピン共和国及びサイパン島における日本人戦没者の遺骨収集事業に関連して原告が支出した諸費用等に係る請求について、以下の内容により、和解によって解決することを合意した。

- 1 原告は、被告に対し、本和解の席上で「残存遺骨情報」と題する資料を交付し、被告はこれを受領した。
- 2 被告は、原告に対し、本件和解金として、金400万円の支払義務のあることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成29年6月末日限り、
[REDACTED]
[REDACTED]に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 4 被告は、原告の情報により収集されたものの、フィリピン国立博物館に保管され、いまだ日本への帰還が実現していない遺骨を含め、日本人戦没者の遺骨に係る収集事業を、今後とも計画的かつ効果的に推進していくよう努める。
- 5 原告及び被告は、本件訴訟が和解で終了したこと及び本和解の内容（平成29年2月16日付け裁判所作成の和解条項案を含む。）並びに本件訴訟が提起される以前の事実及びこれに対する自己の所見を除き、本件訴訟に関する情報を今後第三者に開示しない。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

平成29年3月29日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 阿部 真

